

諮第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について

滋賀県警察本部長が行った退職手当の支給制限処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第3項の規定による審査請求について、次のとおり裁決することにつき、同条第4項の規定に基づき、意見を求める。

平成25年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

裁 決 書 (案)

審査請求人

上記代理人

上記審査請求人から平成24年10月2日付けで提起された滋賀県警察本部長(以下「処分庁」という。)が行った退職手当支給制限処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨および事案の概要

1 審査請求の趣旨

処分庁が、平成24年8月14日付けで審査請求人に対して行った滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号。以下「退職手当条例」という。)第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全額である12,111,675円を支払わないこととした処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求める。

2 事案の概要

第2 審査請求人の主張

第3 処分庁の主張

第4 審査庁の判断

よって、本件審査請求は理由がないので行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成 年 月 日

審査庁 滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に対して、再審査請求をすることができます。（ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由のある場合を除き、当該再審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日（前項による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。（ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）